

議案第 3 号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

文化財の県指定について

平成30年9月10日
文化財課

下記の文化財を、鳥取県保護文化財及び鳥取県名勝に指定することについて、平成29年11月22日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成30年8月23日に開催された同審議会において審議され、県指定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財及び鳥取県名勝に指定するものです。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
しとり 倭文6号墳出土遺物	鳥取市	一式	保護文化財 考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

[平成30年6月7日 諮問]

<指定理由>

鳥取市倭文に所在する倭文6号墳から出土した資料である。倭文6号墳は標高約75mの丘陵尾根上最高所に立地する径13.0mの円墳であり、墳頂部の埋葬施設から古墳群中突出した内容を誇る副葬品が出土した。墓壙上には供献された須恵器、土師器もあった。また、墳丘からは円筒埴輪の他、人物埴輪と考えられる形象埴輪片が出土した。

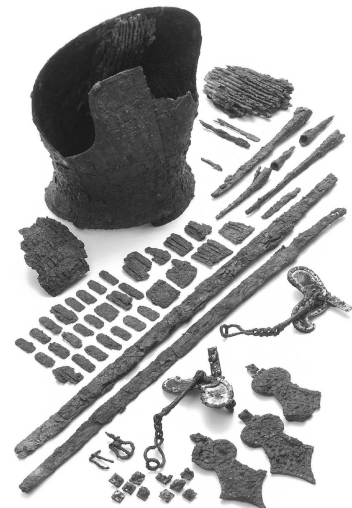
これらの出土遺物はいずれも遺存状態が良好であり、製作技法や副葬時の取扱いを詳細に観察できることに加え、武器、武具、馬具の良好なセットが、時間軸上の細かな目盛りとなり得る土師器、須恵器、埴輪と共に出土したことにより、副葬品による古墳編年の第一級の基準資料となり得る。

武器、武具では、鉄刀・鉄矛・鉄鏃の他、小札鋸と小札頬当を伴う横矧板鋌留衝角付胄、三角板鋌留短甲がある。横矧板鋌留衝角付胄は、衝角底板の結合技法等から、古墳時代中期末（陶邑編年TK23～47）の時期に位置付けられる。一方、三角板鋌留短甲は鋌留技法導入期の特徴を有し、その編年的位置付けは衝角付胄に先行する。

馬具では、f字形鏡板付轡、辻金具、鞍（鞍金具、飾鋌）、鐙（木芯鉄板張輪鐙）、剣菱形杏葉がある。これらは、実際の馬装の位置関係を再現するかのよう副葬されていたことから、本来の1セット分の馬装を復元できる点において貴重である。これらの馬装は横矧板鋌留衝角付胄と同様に、古墳時代中期末に製作時期の接点を持つまとまりを示している。これら武具、馬具が示す年代観は、墓壙上から出土した土師器、須恵器の年代観とも整合する。

以上のことから、これらの武装・馬装は古墳時代中期末の良好なセット関係を示すとともに、被葬者の活動時期や活動内容を明らかにし、その性格をよく物語る資料である。首長墳や群集墳の消長・展開と関連付けて当該期の中小豪族層の動向に具体的に迫ることのできる倭文6号墳出土遺物は、地域史を明らかにする上で極めて重要な資料である。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員数	指定基準
おがもとときよ か しんれんしよ 小鴨元清家臣連署 きしよもん きふだ 起請文木札	倉吉市	1点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

〔平成30年5月16日 諮問〕

<指定理由>

小鴨元清家臣連署起請文木札は、伯耆国久米郡の小鴨神社に中世以来伝存してきたものである。この起請文の書かれた天正10年（1582）5月5日は、織田・毛利戦争の主戦場が備前・備中境地帯に移ったため、十分な援護が得られないなか、毛利方の攻撃を凌いでいた時期であり、戦国時代末期における因幡・伯耆両国の軍事情勢をうかがわせるほか、中世以前の史料が希少な本県において、小鴨氏のような有力な領主家であっても、その家臣団の実像を知ることは容易でなく、12名の家臣の名前が連なるこの木札は、その実像を知ることでできる基礎資料として貴重である。

また、小鴨神社の木札は、宛名がなく、12名の家臣の名前のあと、「右の衆中、虎口表において申し合わず儀、相違あるまじく候、何ほどの儀候とも、互いに見捨て申すまじく候、この旨偽るにおいては、大明神殿の御罰を罷り蒙るべきものなり」と記されており、小鴨元清家臣たちによる相互の盟約であると考えられ、中世において一揆を取り結ぶ際に作成された、いわゆる「一揆契状」の典型事例といえる。

さらに、通常起請文は紙（牛王宝印の裏）に記されることが多く、木札に記されたものは全国的に見て類例が少ないが、宛名のない起請文が第三者に公開することを意図したものであること、木札が紙では不都合な場合に作成されたものであることを考慮すると、単にこの木札は、希少なものというものだけでなく、起請文（あるいは「一揆契状」の一類型）が持つ本質的な特徴を裏づける史料として学術的に貴重といえる。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員数	指定基準
<small>きゆうこうこくじしよいん</small> 旧興国寺書院 <small>しようへきが</small> 障壁画	鳥取市	22枚（画面数38面：山水図8面、竹林七賢図8面、芦に叭々鳥・遊鯉図12面、芭蕉に鳥図10面）	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち制作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの

〔平成30年6月7日 諮問〕

＜指定理由＞

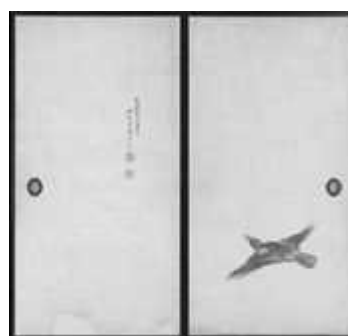
土方稲嶺ひじかたとうれいの作風は濃彩細密な南蘋派なんびんは風のもの、四条派や狩野派の学習を反映した南蘋派を和様化したような水墨基調のものに大きく分けられるが、本作は後者を代表する大作であり、山水、人物、花鳥という諸画題を網羅しており、56才の円熟期ならではの高い大画面構成力と個々のモチーフを、実感をもって描き出す筆技が存分に発揮されていることから、稲嶺の代表作とみなせる。

本作は稲嶺が藩絵師となる以前である寛政8年（1796）4月の制作であり、県内の寺院のための制作でもないが、多岐にわたる画題、禅宗寺院の書院四室分の障壁画というまとまった遺例であること、制作年が明かなことにおいて、きわめて意義深い。また、土方稲嶺をはじめ藩政時代の他の画家たちが描いた障壁画は、現在のところ県内に一件も確認されておらず、稲嶺および近世の藩絵師の障壁画作品として県内で唯一の例として貴重である。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



四之間 芭蕉に鳥図



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員数	指定基準
近藤家住宅 <small>こんどうけじゆうたく</small>	日野郡 日野町	10棟（主屋、内蔵、旧奥、 新奥、小座敷、土蔵、大蔵、 南蔵、上風呂及び上便所、外 風呂及び外便所） 附 家相図3枚、普請帳1冊 宅地3899.12㎡、 宅地に介在する水路敷	保護文化財 建造物の部 3 歴史的価値の高いもの 4 学術的価値の高いもの

〔平成29年11月22日 諮問〕

名 称	建築年代	構 造
主屋	元治元年（1864年）建築	木造二階建て
内蔵	元治元年（1864年）建築	木造二階建て
旧奥	明治年間及び昭和18年（1943年）建築	木造平屋建て一部二階建て
新奥	明治36年（1903年）頃建築	木造平屋建て
小座敷	明治36年（1903年）頃建築	木造平屋建て
土蔵	天保11年（1840年）建築	木造二階建て
大蔵	慶應3年（1867年）建築	木造二階建て
南蔵	明治30年代建築	木造二階建て
上風呂及び上便所	明治36年（1903年）頃建築	木造平屋建て
外風呂及び外便所	江戸時代後期～幕末建築	木造平屋建て

< 指定理由 >

近藤家住宅は鳥取県日野郡日野町根雨に位置する。根雨は松江藩が参勤交代で用いる出雲街道の宿場町で、近藤家は根雨宿のほぼ中央に位置する。近藤家は近世から近代にかけてたたら製鉄で栄え、製鉄業の後は林業を行ったほか、地元の文化や産業発展に寄与した根雨を代表する旧家である。

近藤家住宅には、元治元年（1864）建築の主屋をはじめとして、江戸時代後期から明治期に建築された多くの建物が残存しており、鳥取県西部の山間部における、屋敷構えが良好に保存された大規模民家として重要である。街道に面した主屋は建ちの高い二階建ての町家建物で、鳥取県内における二階座敷を持つ町家の最古例であるとともに、全国的にみても早い段階の二階建て町家として学術的に重要である。

また、棟札や家相図を含め、多くの史料により屋敷地の変遷をたどることができ、家業である製鉄業の繁栄とともに増改築を繰り返した経緯を垣間見ることができる点でも歴史的な価値が高い。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



近藤家住宅外観

【指定】鳥取県名勝

名 称	所在地	員数	指定基準
かわもと していえん 河本氏庭園	琴浦町	一式	史跡名勝天然記念物 名勝 1 公園、庭園

〔平成30年7月18日 諮問〕

<指定理由>

琴浦町（旧赤碕町）筥津に所在する河本家は、江戸時代初期から明治時代初期までの長きに渡り、代々大庄屋・宗旨庄屋などの八橋郡役人を勤めた家柄である。初代は、戦国大名尼子氏の重臣であった河本弥兵衛隆任で、尼子氏が毛利軍に降った後、遅くとも16世紀後半までには伯耆国赤崎の地に移り住み、交通の要衝である地の利を活かし、海運業によって財を蓄えた。その後、寛文年間（1661-1673）、五代目弥三右衛門守通のときに、同じ八橋郡の筥津に移り、近世後期には、大規模な土地所有のほか、金融業や、俵物の販売、酒造業にかかわり、鳥取藩を代表する豪農となった。また、幕末・維新の激動期を乗り越え、明治時代以降にも、近代的地主として財政基盤を拡大し、大正期には110町歩を超える田畑を所有する山陰地方有数の大地主に成長した。

庭園は、長屋門から主屋正面にかけての「前庭」、「表（おもて）」と呼ばれる空間であった主屋客間部を挟んで南と北に面する「表の庭（南）」、「表の庭（北）」、離れの北に面する「離れの庭」、新離れの東に面する「新離れの庭」の5つがある。

5つの庭のうち、「表の庭（南・北）」は、嘉永7年（1854）の家相図に詳細に描かれる幕末頃の様子が、現在まで良く遺存しており、本地域屈指の豪農の近世庭園の一つとして学術的価値が高い。また、客間を介して南北に庭園を設える空間構成は類を見ず、限られた敷地において水路をうまく活用した池の構成も巧みで芸術的価値も高い。一方、「離れの庭」、「新離れの庭」は、家相図には描かれないものの、飛石を主体する構成や、雪見灯籠の配置の点で類似し、同様の構成・意匠が、「表の庭（北・南）」にも部分的にみられる。これらは、大正期の古写真に確認できることから、近代的地主として成功を収めた明治初期以降、遅くとも大正期までの間の造営・改修であると考えられ、近世から近代の長きに渡って地域の文化的中心であった河本家の変遷を知る上で重要である。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



表の庭（北）

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

()は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財		国指定文化財	
		291 (5)		123
	保護文化財	146	国宝・重要文化財	56
	絵画	22 (1)	絵画	3
	古文書	13 (1)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	25 (1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22 (1)	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	34
	名勝	10 (1)	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	56	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	5	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	44	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	10	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
			重要文化的景観	1
	県選択	3	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	9